

業務及び財産の状況に関する説明書類

第 42 期 令和 6 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日まで

令和 7 年 9 月 30 日作成（公衆縦覧の開始日）

監査法人名 清 友 監 査 法 人

所 在 地 京都市中京区六角通東洞院西入
堂之前町 254 番地 WEST 18

代 表 者 代表社員 中 野 雄 介

一. 業 務 の 概 況

1. 監査法人の目的及び沿革

(1) 目的

- ① 財務書類の監査又は証明の業務
- ② 財務書類の調製、財務に関する調査もしくは立案又は財務に関する相談の業務

(2) 沿革

年月日	概要
昭和 58 年 6 月 1 日	地域経済への貢献をめざして公認会計士 5 名が結集し、京都市上京区に主たる事務所、大阪市北区に従たる事務所（大阪事務所）を置いて設立
平成 8 年 10 月 14 日	東京都千代田区に従たる事務所（東京事務所）を設置
平成 16 年 11 月 1 日	主たる事務所を京都市中京区に移転

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれかであるかの別 無限責任監査法人

3. 業務の内容

(1) 業務概要

被監査会社等数は、前期末に比べ 1 社減少し 75 社となりました。

監査証明業務の種別毎の状況は、次のとおりです。

- ① 金商法・会社法監査
金商法・会社法監査は、8 社であり 1 社増加しました。
- ② 金商法監査
金商法監査は、ありません。
- ③ 会社法監査
会社法監査は、16 社であり 1 社増加しました。
- ④ 学校法人監査
学校法人監査は、9 法人であり、増減はありません。

⑤ 労働組合監査

労働組合監査は、16 組合であり増減はありません。

⑥ その他の法定監査

その他の法定監査は、12 法人であり 1 法人減少しました。

当期末時点での内訳は、社会福祉法人 3 法人、社会医療法人 2 法人、一般法人 4 法人、投資事業有限責任組合 3 組合です。

⑦ その他の任意監査

その他の任意監査は、14 社であり、前期に比べ 2 社減少しました。

当期末時点での内訳は、地方公共法人 1 法人、公法人 1 法人、公益法人 2 法人、一般法人 2 法人、株式会社 7 社、人格のない社団 1 団体です。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項はありません。

(3) 監査証明業務の状況

令和 7 年 6 月 30 日現在

種 別	被監査会社等数	
	総数	内大会社等の数
① 金商法・会社法監査	8 社	8 社
② 金 商 法 監 査	—	—
③ 会 社 法 監 査	1 6	2
④ 学 校 法 人 監 査	9	—
⑤ 労 働 組 合 監 査	1 6	—
⑥ そ の 他 の 法 定 監 査	1 2	—
⑦ そ の 他 の 任 意 監 査	1 4	—
計	7 5	1 0

(4) 非監査証明業務の状況

当期の非監査証明業務の主なものは、大会社等以外の非監査会社に対する経営指導、会計指導、財務書類の調製、財務内容の調査です。大会社等に対して行った非監査証明業務はありません。

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

① 経営の基本方針

クライアント、地域、そして社会に貢献することを理念に、人とのつながりを大切にしながら、信頼を築いていくことを経営方針としています。

業務に関しては監査業務のあらゆる局面において監査業務の質が優先されるという考え方を基本とし、監査業務の品質管理に関する法人としての方針及び手続を整備し運用しております。

② 経営管理に関する措置

業務の執行の適正を確保するための措置、業務の品質の管理の方針の策定、公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置その他当監査法人の活動に係る重要な事項は、全社員をもって構成する社員会の決議をもって意思決定を行っております。

社員会においては、重要な意思決定のほか、社員相互の牽制を図ると共に、法人としての意思統一及び方針等の周知徹底をしています。そのため、概ね毎月開催しております。

③ 法令遵守に関する措置

当監査法人は、全ての社員及び職員に対し、職業倫理、情報セキュリティ、インサイダー取引防止、マネー・ローンダリング等コンプライアンスに関する必須研修を実施しております。また、情報セキュリティモニタリング、インサイダー取引に関する調査等を実施しております。

包括代表社員は、監査の品質を重視する風土を醸成するメッセージとともに、コンプライアンスに関する意識向上のメッセージを継続的に発信しています。また、このような風土醸成の浸透状況を全ての社員及び職員からフィードバックを受け評価する仕組みを整備し運用しております。

(2) 上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理を行う選任の部署の設置又は主として従事する公認会計士（以下「専担者」という。）の選任の状況

① 専任の部門の設置又は専担者の選任の状況

品質管理全般を行う品質管理室を置いております。構成員は、代表社員である品質管理室長（品質管理責任者）及び担当者として代表社員2名を配しております。

② 専任の部門又は専担者と、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を行うための部門等との間における独立性の確保の状況

品質管理室長は、非上場会社に対する監査業務に一部関与しておりますが、主として品質管理業務に従事しております。他の品質管理室担当代表社員は、監査業務に一定の関与をしているものの、品質管理室内で業務分担を行い、監査証明業務と品質管理業務との間の独立性を確保しております。

(3) 業務の品質の管理の状況等の評価

① 基準日（会計年度中の一定の日）

令和7年6月30日

② 業務の品質の管理の目的

当監査法人は、当監査法人が実施する財務諸表監査に関し、以下の合理的な保証を提供するために、品質管理システムを整備し運用しております。

- ・ 当監査法人及び専門要員が、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って自らの責任を果たすとともに、当該基準及び法令等に従って監査業務を実施すること。
- ・ 当監査法人又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行すること。

③ 基準日における業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

ア. 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の確保

当監査法人は、当監査法人及び専門要員等が関連する独立性を含む職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定めております。また、社員及び職員の職業倫理及び独立性の理解徹底のため、職業倫理及び独立性に関する研修を、社員会及び職員研修時に随時行っております。

当監査法人は、監査法人自体、専門要員及び該当する場合は独立性の規定が適用されるその他の者の外観的・精神的独立性を確保するための方針及び手続を整備し、社員及び全職員に対し、年次確認手続を実施しております。

当監査法人は、業務執行社員等のローテーションについて、公認会計士法その他の法令及び日本公認会計士協会倫理規則に準拠した方針及び手続を整備し運用しております。

大会社等の監査業務については、業務執行社員及び審査担当社員のローテーションを下表の期間に従い実施しております。

役割	最長関与期間	クーリングオフ期間
筆頭業務執行社員	7年	5年
その他の業務執行社員	7年	2年
審査担当社員	7年	3年

また、その他の監査業務については、独立性に対する阻害要因があるかどうかを検討し、必要に応じて業務執行社員及び審査担当者のローテーションを実施することとしております。

監査証明業務提供先から非監査証明業務を受嘱する場合には、同時提供が禁止された非監査証明業務に該当するか否かを判断するために必要な手続きを定めております。

イ. 業務に係る契約の締結及び更新

当監査法人は、監査契約等を新規に締結する場合には、当監査法人との利害関係の有無を調査するとともに、被監査会社等及び経営者の姿勢や経営環境を理解し、その他一定のリスク評価手続を行い、監査チームメンバーの能力、適性或十分な監査時間を確保することができるか否かを検討し、新規受嘱審査担当社員の審査を経て承認することとしております。なお、公認会計士法上の大会社等については、加えて、全社員で構成する全国審査会で検討のうえ承認することとしております。

継続監査契約を更新する場合には、審査担当社員の審査を経て承認することとしており、公認会計士法上の大会社等は、全社員で構成する全国審査会に報告することとしております。

なお、被監査会社等の主な株主、役員及び取引先等が反社会的勢力であることが判明した場合その他監査契約の締結を辞退する原因となるような情報を監査契約の締結後に入手した場合においては、監査契約の解除の必要性等に関して検討することとしております。

不正リスク対応基準が適用される監査業務に係る、監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続として、不正リスクを考慮して監査契約の締結及び更新に伴うリスクを評価し、リスクの程度に応じて監査チーム外の適切な者が当該評価の妥当性を検討することとしております。

ウ. 業務を担当する社員その他の者の選任

業務執行社員その他の監査チームメンバーの選任に当たっては、ローテーションその他の独立性等に抵触しないかどうかを考慮するとともに、担当者の能力、適性及び十分な監査時間を確保することができるか否かを検討して選任しております。

エ. 人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分

(ア) 社員の報酬の決定に関する事項

社員の報酬は、監査業務等の従事者の状況、法人運営、品質管理活動への従事者の状況に、監査品質が適切であるかどうかを加味し、社員会における協議を経て決定しております。

(イ) 社員及び使用人その他の従業者の研修に関する事項

当監査法人は、監査業務の質を合理的に確保するために必要とされる適性、能力及び経験並びに求められる職業倫理を備えた専門要員を十分に確保するため、人材が最も重要な経営資源であるとの基本認識に立ち、研修内容の充実に努めております。概ね月1回の研修日を設け、職業倫理をはじめ公認会計士業務に必要な知識技能を身につけるよう研修を行っております。適格性ガイドラインI-2-9-2②等を考慮して、「専門要員が受講すべき業務の遂行に当たって重要と考えられる研修」を指定し、研修計画に織り込むとともに、受講状況の管理及び欠席者のフォローを実施しております。日本公認会計士協会の継続的専門能力開発制度に関しても、履修状況の徹底管理を行っております。

また、専門要員が能力を高め維持すること及び職業倫理（独立性を含む。）を遵守することを正当に評価し、十分にこれに報いるため、専門要員の評価に関する方針及び手続を定め、これに従い実施しております。

当監査法人は、専門要員が監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を開発できるよう、当監査法人内外の研修などを含め、不正に関する教育・訓練の適切な機会を提供しております。

オ. 業務の実施及びその審査

(ア) 専門的な見解の問合せ

当監査法人は、専門性が高く、判断に困難が伴う事項や見解が定めていない事項について、当監査法人本部の品質管理室への照会を基本とした専門的な見解の問合せを行う方針と手続を整備し運用しております。

専門的な見解の問い合わせは、監査の品質の向上に資するとの認識のもと、当監査法人の業務内容に鑑み、専門的な見解の問い合わせを行うべきチェックリストを作成し、該当する事象が生じたときは、専門的な見解の問い合わせを行うこととしております。

当監査法人は、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じ当監査法人内外の適切な専門的知識及び経験等を有する者に問い合わせ、入手した見解を検討することとしており、業務執行社員は、この手続きを適切に実施する責任を負っております。

(イ) 監査上の判断の相違の解決

当監査法人は、監査上の判断の相違について、審査制度の中で解決・決定しており、最終的には、全国審査会により解決することとしています。

なお、監査報告書は、監査上の判断の相違が解決しない限り発行を禁止しております。

(ウ) 監査証明業務に係る審査

当監査法人は、全ての監査業務について被監査会社毎に適格性のある審査担当社員を指名し、業務に直接関与するメンバーとは独立した立場から客観的な目で業務にかかる審査を行うことにより、品質の確保に努めております。

さらに、金融商品取引法監査、会社法監査及び大学法人（文部科学大臣所轄法人）の学校法人監査については、概ね月1回開催される全国審査会がモニタリングを行い、より高い品質の確保に努めております。

不正による重要な虚偽表示を示唆する状況を識別した場合には、不正による重要な虚偽表示の疑義があるかどうかの判断を審査において評価する重要な事項に含めております。

審査担当社員は、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、修正後のリスク評価及びリスク対応手続が妥当であるかどうか、入手した監査証拠が十分かつ

適切であるかどうかについて、専門的な見解の問合せの結果も考慮して検討するものとしております。

不正による重要な虚偽表示の疑義がある場合、当監査法人は、これに対応する十分かつ適切な経験や職位や資格を有する審査担当社員を選任することとしております。また、不正による重要な虚偽表示の疑義の内容及び程度に応じて、必要な場合には、追加で審査担当社員を選任するか、全国審査会で審査を行うこととしております。

(エ) 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

上場会社に対する監査業務については、令和6年11月1日開始事業年度に係る監査業務から電子監査調書システムに移行し、監査調書の不適切な変更を防止する体制を整備しております。一部残る紙調書については、監査ファイルの最終的な整理完了時点で封印を行い、品質管理室が管理し外部倉庫に適宜搬出する運用とし、正当な理由がない限り監査調書を取り寄せないこととし、監査チームが原本にアクセスできないようにしております。

電子調書移行前の監査業務については、監査ファイルの最終的な整理完了時点から、紙面で作成している監査調書を封印し、品質管理室が管理し外部倉庫に適宜搬出することにより、監査チームは原本にアクセスできないようにし、電子監査調書システム移行までの間の経過的な運用を行っております。

上場会社以外の監査業務についても、原則として、令和7年4月1日開始事業年度に係る監査業務から電子監査調書システムに移行を進めております。

カ. 業務に関する情報の収集及び伝達

(ア) 情報と伝達に関する品質目標の設定

当監査法人は、品質管理システムの整備及び運用を可能にするために、品質管理システムに関する情報の取得、生成又は利用、及び当監査法人内外への適時な情報の伝達に対処する、以下の品質目標を設定しております。

- ・ 情報システムが、内外の情報源を問わず、品質管理システムを支える、関連性のある信頼性の高い情報を識別し、捕捉し、処理し、また維持すること。
- ・ 当監査法人の組織風土が、専門要員と当監査法人との間及び専門要員間で情報を交換する責任を認識させ強化するものであること。
- ・ 監査チームを含む当監査法人全体で関連性のある信頼性の高い情報が交換されること。
- ・ 関連性及び信頼性の高い情報が外部の者にも伝達されること。

(イ) 監査事務所の内外から情報を適切に収集し、活用するための方針又は手続の設定および当該方針又は手続きの遵守

当監査法人は、業務に関する情報は、品質管理責任者が収集し、事務所サーバ等への登録、法人研修や社員会時及びメール等により周知を行っております。

当監査法人は、大会社等の監査業務及び会社法監査業務に関して、全国審査会において被監査会社の状況及び監査業務の状況を報告することとしております。

品質管理室では、定期的に、各監査チームより、被監査会社等の情報を収集しております。各監査チームが現場で違法行為等に気が付いた場合には、品質管理責任者へ報告することとしております。

品質管理室では、日常的にモニタリングを実施し、監査業務の実施状況の把握に努めております。

当監査法人のウェブサイトにて、当法人外からの監査に関連した情報提供を受け付ける「外

部通報窓口」を設置し、監査業務等に関する不正・粉飾・その他法令違反行為等の情報を収集する体制を構築しております。また、当法人内からの情報提供を受け付ける内部通報窓口を設置しております。

これら収集した情報は社員会で共有するとともに、必要に応じて品質管理責任者から、専門要員等に周知伝達しております。

(ウ) 監査役等との品質管理システムに関する協議に関する内容、時期及び形式を含めた方針又は手続の設定

当監査法人では、監査基準報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」に従い、監査の進捗状況に応じて、監査計画説明及び監査結果報告等を定期的実施するほか、必要に応じて、随時、書面あるいは面談等によりコミュニケーションを行っております。

(エ) 必要に応じて実施する監査事務所の外部の者への品質管理システムに関する情報の提供に係る内容、時期及び形式を含めた方針又は手続の設定

当監査法人は、監査事務所の外部の者への品質管理システムに関する情報提供として、「監査品質のマネジメントに関する報告書」としてまとめ、当監査法人ウェブサイト公開することとしております。

(オ) 品質管理システムの状況等について、監査報告の利用者が適切に評価できるような十分な透明性の確保

当監査法人は、金融庁が公表した「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）を採用し、その適用状況については、上記の「監査品質のマネジメントに関する報告書」において、各原則とそれぞれの原則を適用するための指針毎に記載し、透明性の確保に努めております。

キ. 前任及び後任の公認会計士又は監査法人との業務の引継ぎ

当監査法人は、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方について、監査事務所間の引継ぎに関する方針及び手続を、職業倫理及び独立性の規定に留意し、監査基準報告書 900「監査人の交代」に準拠して定めております。

品質管理責任者は、監査人の交代に際して、当該監査業務の引継が上記の方針及び手続に準拠して行われているかどうかを確かめることとしております。

ク. アからキまでに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化

当監査法人の品質管理システムに関する最高責任者は、社員会の代表者である包括代表社員が負っており、品質管理システムの整備及び運用、独立性に係る要求事項の遵守の運用並びにモニタリング及び改善プロセスの運用に関する責任者は、社員会において選任された品質管理責任者が担っております。

また、全社員をもって構成する社員会を概ね月 1 回開催し、必要な協議・検討並びに意思統一を図っております。

ケ. アからクまでに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象（以下「リスク」という。）の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施

当監査法人は、品質管理システムの目的を達成するために必要と考える品質目標を設定しております。品質管理責任者は、この品質目標の達成を阻害しうる品質リスクを識別し、各品

質リスクに対処するためのリスク評価プロセス及び統制手続を定め、これを実行しております。

また、当監査法人では、これらの品質目標、品質リスク及び品質リスクに対処するための方針又は手続について、追加・変更等の必要性の有無を継続的に検討しております。

コ. アからクに掲げる事項についての実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）及び当該モニタリングを踏まえた改善

当監査法人は、品質管理システムの整備及び運用について関連性及び信頼性が高くかつ適時性を有する情報を提供し、不備が適時に改善されるよう識別された不備に対応する適切な措置を講じるため、以下のモニタリング及び改善プロセスを定めております。

また、品質管理に関する方針及び手続の監視の結果不備が識別された場合には、その影響を評価し、業務執行社員並びに他の適切な者に伝達するとともに是正措置を講じております。

(ア) 完了した監査業務の検証

完了した監査業務の検証は、原則として業務執行社員が3年に一度、検証の対象となります。また、検証対象の選定に当たっては、リスクが高い監査業務をより高い頻度で対象とするようにしています。

(イ) 日常的監視

品質管理責任者は、チェックリストを用いて、日常的監視及び完了した監査業務の検証を実施し、実施結果を業務執行社員及び社員会に報告しております。また、品質管理責任者が行う業務に関しては、品質管理責任者以外の社員が実施しております。

④ 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施について監査法人を代表して責任を有する社員による評価の結果及びその理由

当監査法人の品質管理システムに関する最高責任者である包括代表社員が、会計年度末日である令和7年6月30日を基準日として、全ての関連する情報に基づき品質管理システムの年次評価を実施した結果、当監査法人の品質管理システムは、当該システムの目的が達成されているという合理的な保証を当監査法人に提供していると評価しました。

なお、評価に当たっては、識別された不備の重大性と広範性、並びに品質管理システムの目的達成への影響を考慮しております。

⑤ ④の評価の結果が、業務の品質の管理の目的が達成されているという合理的な保証を提供していないことを内容とするものであった場合には、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置を改善するために実施した、又は実施しようとする措置の内容
該当事項はありません。

(4) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

当監査法人においては、特定社員の制度を導入しておりません。

(5) 直近において日本公認会計士協会の調査（公認会計士法第46条の9の2第1項（品質管理レビュー））を受けた年月

令和5年10月

(6) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認

当監査法人の全社員をもって構成する社員会を代表して包括代表社員は、当監査法人の業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認しました。

5. 公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第 24 条の 4 又は第 34 条の 34 の 13 に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項

(1) 当該業務上の提携を行う当該公認会計士又は他の監査法人の氏名又は名称
該当事項はありません。

(2) 当該業務上の提携を開始した年月
該当事項はありません。

(3) 当該業務上の提携の内容
該当事項はありません。

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て財務書類の監査又は証明を行うことを業とする者）との業務上の提携に関する事項

(1) 当該業務上の提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称
MG I Association

(2) 当該業務上の提携を開始した年月
昭和 63 年 11 月

(3) 当該業務上の提携の内容
各種情報交換

(4) 共通の名称を用いるなどして二以上の国においてその業務を行う外国監査事務所等によって構成される組織に属する場合には、当該組織及び当該組織における取決めの概要

「MG I Association」はアライアンス形態の組織であり、ネットワーク形態の「MG I Network」と合わせて「MG I Worldwide」と称しております。「MG I worldwide」は、イギリスのロンドンに本部を置く、世界 100 か国以上、約 250 の監査、税務、会計、コンサルティング事務所を擁するグローバルネットワークです。

アライアンスメンバーは「MG I worldwide」のネットワークからは独立しており、「MG I worldwide」の品質保証レビューの対象にはなりません。そのため、当監査法人の運営や品質管理に関して海外からの制約を受けることはありません。

二 社 員 の 概 況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
15人	一人	15人

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員会	意思決定機関	15人	一人	15人

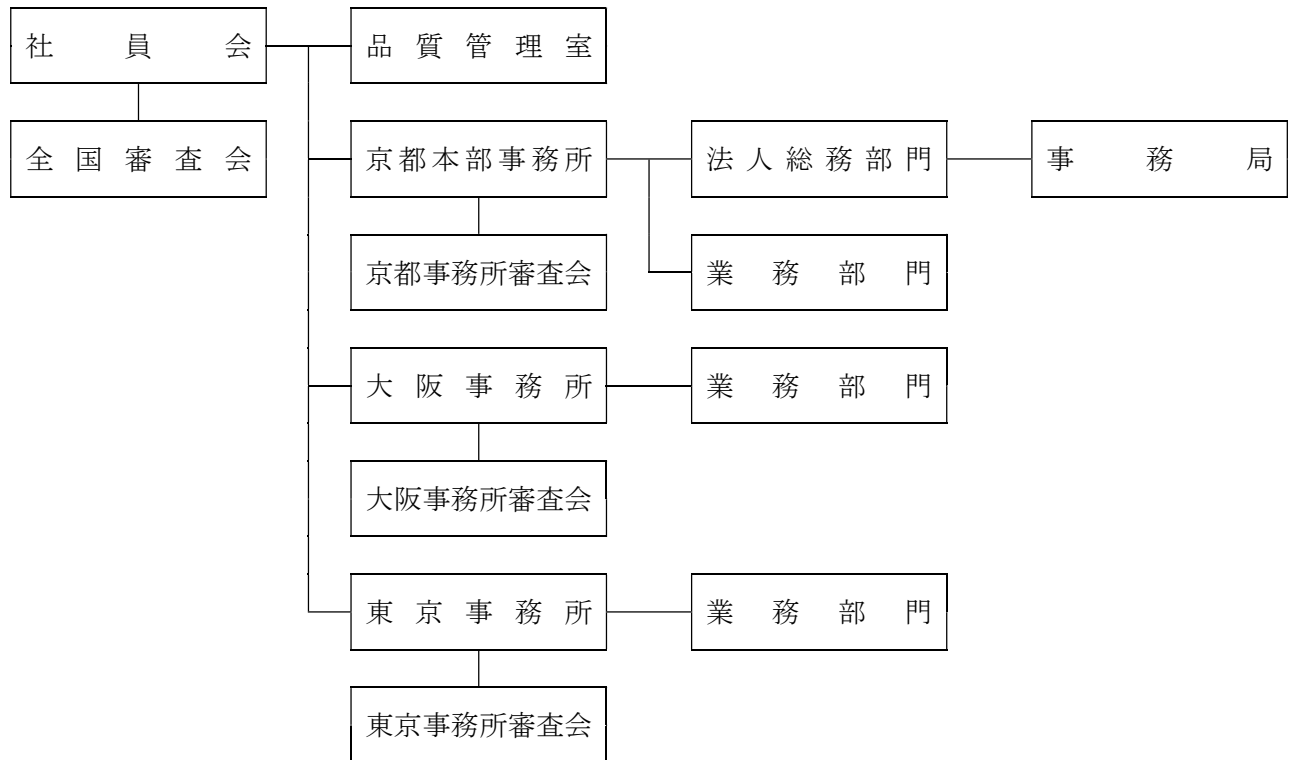
①業務の執行の適正を確保するための措置、②業務の品質の管理の方針の策定、③公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置その他当監査法人の活動に係る重要な事項は、全社員をもって構成する社員会の決議をもって意思決定を行っております。

三 事 務 所 の 概 況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士 である 使用人の数
		公認会計士	特定 社員	計	
(主) 清友監査法人	京都市中京区六角通東洞院西入 堂之前町 254 番地 WEST18	9人	—	9人	7人 (3)
(従) 大阪事務所	大阪府中央区久太郎町一丁目 6 番 5 号 MITエグゼシードビル	3	—	3	— (3)
(従) 東京事務所	東京都千代田区霞が関三丁目 7 番 1 号 霞が関東急ビル	3	—	3	2 (2)
計 総事務所数 3カ所		15	—	15	9 (8)

(注) 「公認会計士である使用人の数」の欄の「()」は、非常勤職員の外書きです。

四. 監査法人の組織の概要



監査法人の組織的な運営に関する原則（監査法人のガバナンス・コード）原則3に示される「独立性を有する第三者の知見」を得るため、当監査法人から独立した第三者に委嘱しております。

五. 財 産 の 概 況

1. 売上高の総額

(単位：千円)

	第 41 期 令和 5 年 7 月 1 日～ 令和 6 年 6 月 30 日	第 42 期 令和 6 年 7 月 1 日～ 令和 7 年 6 月 30 日
売上高		
監査証明業務	425,334	448,320
非監査証明業務	43,504	45,623
合 計	468,838	493,943

(注) 単位未満の端数は、四捨五入しております。

2. 直近の二会計年度の計算書類

当監査法人は、無限責任監査法人であるため、添付しておりません。

3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

当監査法人は、無限責任監査法人であるため、添付しておりません。

六. 被監査会社等（大会社等に限る。）の名称

令和 7 年 6 月 30 日現在

株式会社システムディ 星和電機株式会社 クラスターテクノロジー株式会社 ブッキングリゾート株式会社 ダイジェット工業株式会社 エレベーターコミュニケーションズ株式会社 ファーストブラザーズ株式会社 オーケー株式会社 株式会社セラマ ワタキューホールディングス株式会社
--